

令和8年度 水橋学園いじめ防止基本方針

富山市立義務教育学校水橋学園

# 目 次

1	水橋学園いじめ防止基本方針について	
(1)	目的	1
(2)	基本理念	1
2	本校のいじめの実態と課題について	
(1)	本校の実態	1
(2)	本校の課題	2
3	いじめ問題への対応について	
(1)	いじめの防止のための取組	3
(2)	いじめの早期発見のための取組	4
(3)	いじめが起きたときの対応	4
4	重大事態への対処について	
(1)	重大事態とは	10
(2)	重大事態の対応についての留意事項	10

## 1 水橋学園いじめ防止基本方針について

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立義務教育学校水橋学園は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「水橋学園いじめ防止基本方針」を策定しました。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての児童生徒に関わる問題であることから、児童生徒が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて児童生徒が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関といじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等他の対策のための組織」（法第 22 条）を活用して行います。

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

## 2 本校のいじめの実態と課題について

### (1) 本校の実態

- ・前期課程（令和 7 年度の小学校 4 校）では、「冷やかしや悪口等、無頓着な言葉遣いによるトラブル」「複数の仲間での悪乗り」「放課後の健全育成室でのトラブルが学校生活に影響を与える」などがみられる。
- ・後期課程（令和 7 年度の中学校 2 校）では、「スマートフォン等の SNS を利用した不適切な書き込み」「冷やかしやからかい、陰口や悪口等の言葉によるトラブル」などがみられる。

## (2) 本校の課題

新たな人間関係を構築するため、様々な問題が発生すると思われる。

- ・冷やかしやからかい、陰口や悪口等、言葉によるトラブルを防ぐために、言語環境に留意した教育活動に努めなければなりません。
- ・友達との関わりにおいて、自分本位な言動が原因でトラブルになることを防ぐために、コミュニケーション力を高めるとともに、道徳科や特別活動、日頃の学習の中等、全ての教育活動の場面で相手を思いやる心情を育てていく必要があります。
- ・放課後健全育成室でのトラブルや人間関係が学校生活にも影響し、登校渋りやトラブルに発展することを防ぐために、指導員と連絡を取り合い、場合によっては情報共有を行う必要があります。
- ・SNS上のトラブルを防ぐために、学年の成長段階に応じたネットモラルに関する指導を適切に行う必要があります。
- ・部活動や児童生徒間における小集団に入りづらく、孤独感や疎外感を感じている児童生徒のために、きめ細かい支援体制を構築する必要があります。
- ・児童生徒が安心して相談できる関係づくりを構築し、児童生徒の些細な変化を見逃さず、保護者との連絡を密にしながら、いじめの早期発見に努めていく必要があります。

### ※ いじめが解消している状態の判断について

単に謝罪をもって安易に解消することはできません。「解消している状態」と判断するには少なくとも次の二つの要件が満たされていることが必要であり、他の事情も勘案して判断します。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること（被害が重大なものは、さらに長期観察を行います。）
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること（被害児童生徒及びその保護者への面談等で確認します。）

### ※ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、いじめ問題を乗り越えた状態とは、謝罪のみをもって終わるものではありません。被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、加害被害双方の児童生徒と他の児童生徒との関係修復を経て、双方の当事者や、周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものです。

### 3 いじめ問題への対応について

#### (1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さと他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
  - ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、児童生徒の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
  - ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
  - ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
  - ・Q-U調査による学級満足度等の結果を把握し、学級経営に生かし、いじめを生まない学級づくりに努めます。
  - ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
  - ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。
  - ・学校のホームページや、その他の方法によって、保護者や住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるように配慮します。
  - ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ児童生徒の保護者に示し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図ります。
  - ・児童生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努めます。
  - ・児童生徒に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努めます。
  - ・いじめを受けている児童生徒が自尊感情を失うことがないように、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めることは恥ずかしいことではない」というメッセージを送り続け、学校が守るという姿勢を示します。
  - ・児童生徒会活動等、児童生徒による自主的な活動（「いじめ防止宣言」や「人権作文発表会」等）を支援し、児童生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等の活動に取り組みせ、自己指導能力を育てます。
  - ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育成します。
  - ・特に配慮が必要な児童生徒がいる場合、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- ※ 特に配慮が必要な児童生徒とは、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつ

など外国につながるのある児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒等

- ・教職員の言動が児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払います。

## (2) いじめの早期発見のための取組

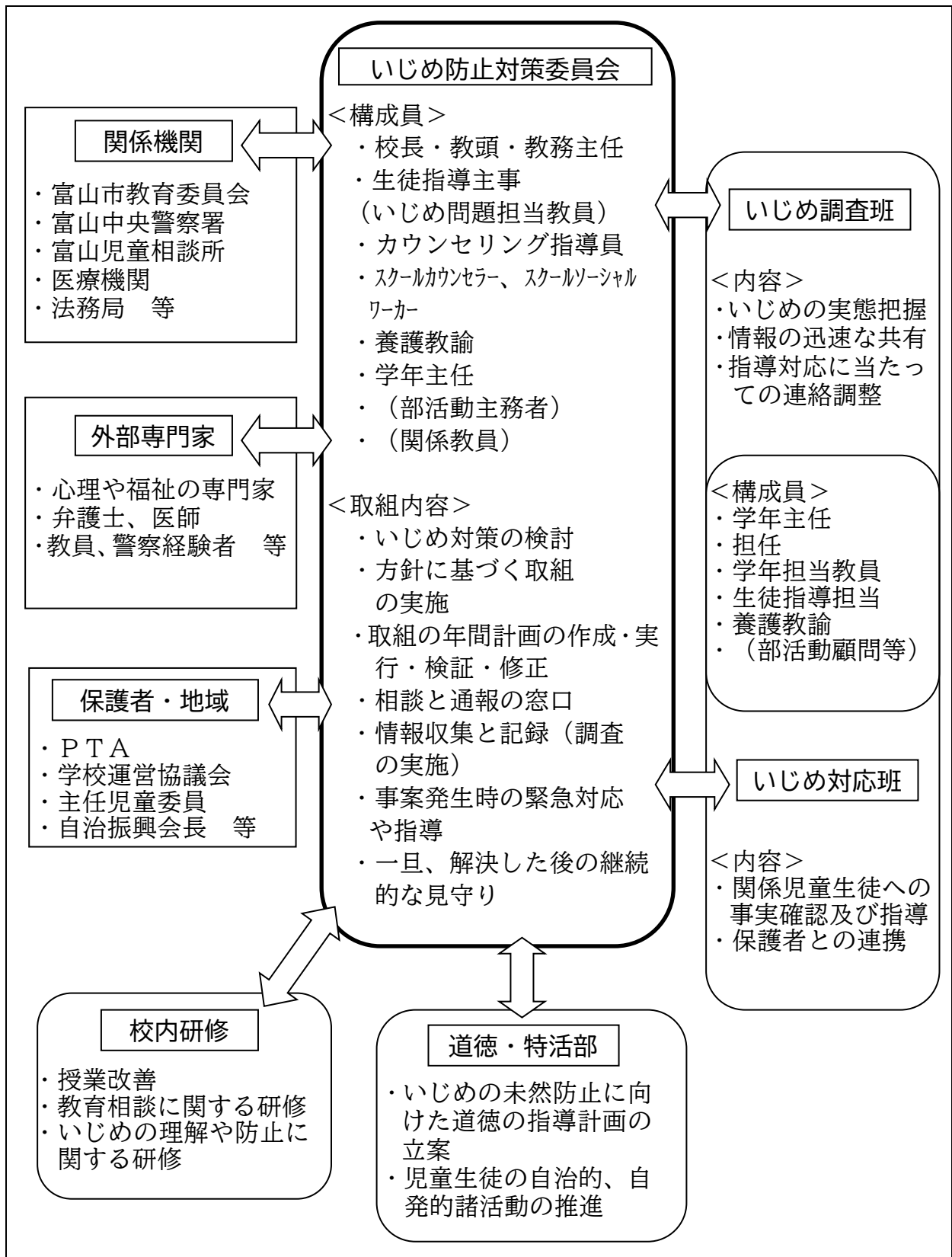
- ・休み時間や放課後の児童生徒の様子、生活ノート等での児童生徒との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高くして児童生徒を見守ります。
- ・ささいなサインやいじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・児童生徒や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。
- ・いじめられている児童生徒にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気がいるとともに、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底します。

## (3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止対策委員会」に法第23条に基づいて全て報告し、学校組織が中心となり、当該いじめ問題の対応について判断し、適切・適時に調査・協議等を行います。  
※参照 ① P 6 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】  
② P 8 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】
- ・いじめの事実が確認されたときは速やかに、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒それぞれの保護者に連絡し、いじめ解消までの進捗状況は市教育委員会に報告します。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ・いじめられた児童生徒とその保護者へは次のような支援を行います。  
ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた児童生徒の安全を確保します。  
イ 必要に応じ、いじめた児童生徒を別室で指導すること等で、いじめられた

- 児童生徒が落ち着いて教育を受けられるようにします。
- ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
  - ・ いじめた児童生徒とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
    - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
    - イ いじめた児童生徒の保護者の理解を得て、保護者と連携して児童生徒への対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
    - ウ いじめた児童生徒へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為に当たる可能性があることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
    - エ いじめた児童生徒のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
    - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒の健全な成長を促すことを目的に行います。
  - ・ いじめが起きた集団の児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた児童生徒に対しては、同調もいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
  - ・ 謝罪のみをもって解決したものとはせず、当事者同士や周りの児童生徒との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
  - ・ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を依頼します。
  - ・ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
  - ・ パスワード付きサイトや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話等のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
  - ・ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

【図1 水橋学園いじめ防止対策委員会の役割と機能】  
 (法第22条に基づく組織)



- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・児童生徒に対して、いじめの相談・通報の窓口として、相談の機会を積極的に紹介したり、自分で抱え込むことなく、相談することの大切さを伝えたりする役割。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ・いじめに係る情報があったときに、特定の教職員のみで判断や対応をせず、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有と関係児童生徒に関するアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制と対応の方針の決定と保護者の連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し計画的に実施する役割。
- ・学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割。

【表1 いじめ防止対策委員会組織】

役 職	分担1	分担2	備 考
校長	総 括		
教頭	指 示		
生徒指導主事・教務	調査班	指 示	
カウンセリング指導員		対応班	
スクール カウンセラー		対応班	
スクールソーシャル ワーカー		対応班	
各学年主任	調査班	対応班	
養護教諭		対応班	
部活動担当教員	調査班		
担任等関係教員	調査班	対応班	



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月	
校内委員会等	いじめ防止対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解  職員会議	事案発生時、いじめ防止対策委員会の実施			いじめ問題に関する職員研修会①	
未然防止への取組	いじめ実態把握調査  道徳・特別活動計画へ生かす	①学級・学年づくり 人間関係づくり (運動会・宿泊学習・修学旅行等)  児童生徒会による未然防止に向けた自治活動				
早期発見への取組		生活アンケートの実施			保護者学校評価アンケート	
			教育相談			

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	いじめ防止対策委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認		事案発生時、いじめ防止対策委員会の実施			いじめ問題に関する職員研修会②	いじめ防止対策委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し
未然防止への取組	②学級・学年づくり 人間関係づくり (体育大会・学習発表会等)  道徳・特別活動計画へ生かす		児童生徒会による「人権週間」への取組			道徳・特別活動計画へ生かす	
早期発見への取組		生活アンケートの実施			保護者学校評価アンケート		
			教育相談		教育相談		

## 4 重大事態への対応について

### (1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」  
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)

### (2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。
- 重大事態の調査組織
  - ・いじめ防止対策委員会が中心になって調査を実施しますが、必要に応じ調査資料の分析を第三者(弁護士等)に依頼するなど事実の正確な把握に努めます。
- 重大事態の調査の実施に当たって
  - ・調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることを目的として行います。
  - ・調査の実施は、被害児童生徒又はその保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫し、共通理解を図りながら進めます。
  - ・被害児童生徒又はその保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して、進めます。
  - ・加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性及び中立性を確保し調査を進めます。
  - ・学校基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行います。
- 被害児童生徒又はその保護者に対する情報を適切に提供する責任
  - ・調査の進捗状況について、被害児童生徒又はその保護者に対して拒むことなく、定期的または、適時に説明や経過報告に努めます。
  - ・調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害児童生徒又はその保護者と確認します。
  - ・報道機関等、外部に公表する場合は、他の児童生徒又はその保護者に対して

可能な限り、事前に調査結果を報告します。また、その際に、児童生徒又はその保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないように、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明します。

- ・報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果の内容について、他の児童生徒又はその保護者に対して説明を行うことを検討します。
- ・加害児童生徒又はその保護者に対して、被害児童生徒又はその保護者に説明した方針に沿って、調査結果の内容について説明します。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことのあるあやまちに気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちの醸成を図ります。
- ・調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては富山市情報公開条例（平成17年富山市条例第30号）等に照らして適切に判断します。

#### ○ 調査結果の報告

- ・調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告・説明します。その際に、市教育委員会の会議において議題として扱い、必要に応じて総合教育会議において議題として取り扱うことも検討します。
- ・上記の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書（所見書）の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付します。なお、調査主体は、調査結果に対する所見書を市長に提出することが可能であることをあらかじめ被害児童生徒又はその保護者に伝えます。